

2023年3月23日

学校法人服部学園 御茶の水美術学院
理事長 服部 浩美 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



申入書

本協会は、内閣総理大臣から許可された公益社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

本協会において「御茶の水美術学院」の「入学要項」ならびに「入学申込書」の条項につき検討したところ、消費者契約法9条1項、10条、8条1項1号または3号により無効となる条項の使用があると考えられました。

そこで、本協会は適格消費者団体として、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、後記「I 申入れ事項」のとおり、貴法人に対して当該条項の使用の停止を申し入れます。

つきましては、2023年4月24日までに、本申入れに対する回答を書面にて下記本協会までご送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴法人からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL : 03-5614-0543

FAX : 03-5614-0743

I 申入れ事項

第1 申入れの趣旨

貴法人が運営する、御茶の水美術学院で使用している「入学要項」ならびに「入学申込書」に記載している以下の条項の使用の停止を求めます。

入学要項「学費に関する注意事項」のうち、下線部分
(本条項引用部分の下線は、本協会が付したものです。)

- 一度納入した学費は原則として、返金しません。ただし、以下の場合は返金します。
- (1) 志望の科・コースが定員に達し、締め切った場合で、他の科・コースへの志望変更をしない場合→納入済の学費の全額
 - (2) 本学院への入学手続き終了後に、2022年度入学者として、大学または短大に合格し、入学手続きをとった場合→入学金を除き全額
 - (3) 2023年3月31日迄に入学辞退の申し出があった場合→入学金を除き全額

入学申込書「入学誓約書」のうち、下線部分
(本条項引用部分の下線は、本協会が付したものです。)

- 御茶の水美術学院に入学するにあたり、本学院の規則と指示に従い、在学中は勉学に専念し、下記の事項に同意し、厳守することを誓約いたします。
1. 本学院により勉学の継続に支障があると判断された場合には、通学停止や退学処分を受けても異議を申し立てません。
 2. 自らの疾病や障害、不注意などに起因して本学院内外にて生じた事柄に関し、本学院に対し、責任を求めることはいたしません。
 3. 本学に納入した授業料については、入学要項に記載の場合を除いて返金されないことについて確認、了解いたしました。

第2 申入れの理由

1 本件契約の法的性質

貴法人が運営する、御茶の水美術学院（以下「貴学院」といいます）で使用している「入学要項」の規定及び「入学申込書」の記載は、貴学院に学生が入学するにあたり、貴学院と学生との間で取り交わされる合意の内容となっており、貴法人と学生との間の契約（以下「本件契約」といいます）を構成するものです。

本件契約は、貴法人が学生に対して授業及び指導等を行い、学生はこれに対してその対価を支払うことを主たる目的とするものと考えられますので、民法上の準委任契約またはこれに類似する無名契約に該当します。

準委任契約は、当事者（学生）は原則としていつでも本件契約を解除することが認められており（民法 656 条、651 条 1 項）、また、これに類似する無名契約であるとしても

同様に、その性質上、学生がいつでも任意に本件契約を解除することが認められています。

また、本件契約は、事業者である貴法人が消費者である学生との間で締結する契約ですから、消費者契約法が適用される消費者契約です。

2 学費不返還条項について

貴学院の入学要項には「一度納入した学費は原則として、返金しません。」との規定、入学申込書には「本学に納入した授業料については、入学要項に記載の場合を除いて返金されないことについて確認、了解いたしました。」との記載（以下、あわせて「本件不返還条項」といいます）があります。

本件不返還条項は、学生が貴法人との本件契約を解除した場合、貴法人が受講者から受領済みの学費を返金しない旨を規定しているものですので、本件契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であると考えられます。

消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項は、それらを合算した額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は、消費者契約法により無効となります（消費者契約法9条1号）。

学費の納入について、貴学院の「入学要項」によれば、入学手続き時に、入学金及び年間授業料を支払うこととされており（ただし、一部の科・コースについては学費の分納（入学時と7月7日までの2回）ができる）、「ご希望のコースが定員とならない限りは、5月以降も随時入学することができます。」「入学は、随時受け付けており、入学時期によって学費が異なります。」と規定されていますが、学費の返金については、「学費に関する注意事項」に記載された(1)～(3)の例外的な場合を除き、上記のとおり「一度納入した学費は原則として、返金しません。」と規定しており、解除の時期にかかわらず、一切の学費の返還がない旨定められています。

しかし、入学後比較的早期であれば、退学や移籍が生じても、残余の受講期間の授業料全額に及ぶほどの平均的な損害が貴法人に生ずることはないことは明らかです。

また、貴学院では、入学を随時受け付けていますので、学生の本件契約解除により貴法人が何らかの影響を受けることがあるとしても、契約を解除しようとする学生から、未実施分を含めた授業料の全額を貴法人が違約金として没収することに合理性はありません。

従って、本件不返還条項は、消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えて損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であると言わざるを得ませんので、消費者契約法9条1項によりいずれも無効な条項です。

3 異議申立権放棄条項について

貴学院の入学申込書には「本学院により勉学の継続に支障があると判断された場合には、通学停止や退学処分を受けても異議を申し立てません。」との記載（以下「本件異議申立権放棄条項」といいます）があります。

通学停止や退学処分は、貴学院が学生に対して行う懲戒処分の一種であると考えられ

ますが、一般に、懲戒処分は、学生に対する制裁として行われ当該学生の権利を制限するものですので、貴学院の裁量で無制限に行い得るものではなく、懲戒処分が有効とされるためには、処分の適法性、相当性、適正手続きの履践等の要件を充足することが必要です。特に、通学停止処分や退学処分は、本件契約の主たる目的である学生の権利（授業及び指導等を受ける権利）を学生から剥奪する重大な措置ですので、貴学院による一方的な判断のみでその有効性を決定することはできないと考えられます。当該処分の有効性に疑義がある場合等に、同処分を受けた学生が異議を申し立てることは当該学生の当然の権利であり、学生が本来有すべき異議申立権を予め放棄させる本件異議申立権放棄条項は、消費者（学生）の権利を一方的に制限する不当な条項であることは明らかです。従って、本件異議申立権放棄条項は、消費者契約法 10 条により無効な条項です。

また、貴学院による通学停止または退学処分につき、当該処分が無効または違法な場合等には、貴学院は学生に対し損害賠償責任を負う可能性があります。本件異議申立権放棄条項は、その場合に貴学院が負うべき損害賠償責任の全部を免除することを意図した条項であるとも考えられますので、本件異議申立権放棄条項は、消費者契約法 8 条 1 項 1 号または 3 号により無効な条項です。

4 責任追求放棄条項について

貴学院の入学申込書には「自らの疾病や障害、不注意などに起因して本学院内外にて生じた事柄に関し、本学院に対し、責任を求めることはいたしません。」との記載（以下「本件責任追及放棄条項」といいます）があります。

学生の「自らの疾病や障害、不注意など」によって生じた事柄であっても、貴学院の施設に起因する事故や、貴学院職員の故意・過失と学生の過失とがあわさって発生する事故等、学生の責任と貴学院の債務不履行責任または不法行為責任とが競合する場合があります。その場合には、当該学生は、貴学院に対し、相応の損害賠償責任を求めることができると考えられます。

本件責任追及放棄条項は、貴学院が負うべき損害賠償責任の全部を免除する条項と考えられますので、消費者契約法 8 条 1 項 1 号または 3 号により無効な条項です。

以上